

2024年7月12日

〒110-8546
東京都台東区上野一丁目15番3号
株式会社ナガホリ
代表取締役社長 長堀 慶太 殿
(FAX : 03-3832-8270)

〒100-0006
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号
有楽町電気ビル南館5階552
弁護士法人ニューポート法律事務所
リ・ジェネレーション株式会社
代理人弁護士 戸田 裕典
同 鈴木 多門
TEL : 03-6435-5689
FAX : 03-6435-5699



回答書 ②

(「笹澤知夫氏に関する報道についての再質問状」の件)

前略

当職らは、リ・ジェネレーション株式会社(以下「当社」といいます。)の代理人として、貴社からの2024年7月1日付「笹澤知夫氏に関する報道についての再質問状」(以下、同(その1)及び同(その2)の書面をまとめて、単に「再質問状」といいます。)に対し、以下のとおりご回答申し上げます。

なお、便宜的に、2024年6月26日付「回答書」(以下「回答書①」といいます。)の定義取りを本書面においても、そのまま使用させていただきます。

1 誤記について

最初に、貴社は再質問状の冒頭(1枚目の下から8行目)において、「本回答書にてご指摘の誤記が存在していた点は失礼致しました。」と述べられております。

その点、確かに、貴社より送付された2024年6月14日付「笹澤知夫氏に関する報道についての質問状」(以下「前回質問状」といいます。)の中で、貴社が指摘された記載内容が当社作成の2022年4月22日付「回答書」に見当たらなかったことから、当社は、回答書①の「2 その他ご確認事項」において、当該回答書の記載の正確性につき、改めて確認いただきたい旨要請させていただきました。しかしながら、当社は、前回質問状の記載内容につい

て、特段、「誤記」である旨の指摘はしておりません。

そこで、誤解があってははいけませんので、念のため、具体的にどのような「誤記」が前回質問状に存在していたのかについて、貴社にてご説明いただければ幸いです。

2 貴社の当社に対する回答姿勢への非難について

貴社は、再質問状の冒頭（1枚目下から6行目以下）において、

- ①「本回答書の内容又は従前の回答のいずれかが事実と反するものであるといわざるを得ないものと考えております。」、
- ②「回答書の発信日付が、6月14日付け質問状の到達から10日以上が経過した日であって、当社の定時株主総会の開催日（6月27日）の前日かつ笹澤氏が起訴された翌日であったことにも照らすと、貴社の上記質問状に対する回答の姿勢には強い疑問を抱かざるを得ません。」、
- ③「改めて貴社から誠実なご回答を頂く必要がある」と述べられております。

まず、上記①の発言に関して、予めはっきりと申し上げておきますが、当社は決して「事実と反する」回答などしておりません。その点、貴社がそのような認識をお持ちであるとするならば、それは、単に貴社が当社のこれまでの回答を曲解されていただけであると言わざるを得ませんので、そのような自らに落ち度があった責任を当社に転嫁するような発言はどうぞお控えください。

また、上記②の発言については、大変失礼ながら、貴社の意図していることが当社には理解できかねますが、そもそも、貴社においても前回質問状において回答期限を設定されていたわけではありませんでしたし、過去の貴社と当社間における書面のやり取りを踏まえても、今回の回答書①の提出が、特段、遅延していたといった事情もありません。

さらに、上記③の発言については、恰も当社が不誠実な回答をしているような言いぐさですが、当社は「事実と反する」回答などしておらず、貴社からの質問については誠実に対応しているものと自負しております。

一方で、貴社は、これまで当社の質問に対し、自らに都合の悪い質問を黙殺し、あるいは、不都合な事実を隠蔽すべく、技巧的に「等」を用いて回答をはぐらかすなど、極めて不誠実な対応に終始しておりました。一例を挙げますと、貴社（現経営陣）は、当社が再三に亘って説明を求めていた子会社である仲庭時計店に関する巨額損失について、その発生原因が、もっぱら同社従業員による複数の不祥事であったにもかかわらず、2022年10月5日付の当該不祥事に関する報道がなされるまでの間、「大口取引先の営業方針の大幅な転換『等』の複数の突発的な要因に伴い業績が低下することになり連結決算上の影響が生じている」（※括弧は当社が付したもの。以下同じ。）などと、ギリギリ嘘にならないよう『等』を用いてはぐらかすことで、頑なに不祥事の存在を隠蔽し続けていました。

かように極めて不誠実な回答を行ってきた前歴のある貴社（現経営陣）において、当社の回答姿勢が不誠実であるなどと非難する資格はないと考えます。

3 再質問状に対するご回答

(1) 質問事項(1)について

端的に、当社は、事実と異なる回答などしておりません。

その点、貴社は「ビジネス上の面識」との言葉尻を捉えて、そこから更に話を勝手に進めて、尾端と笹澤氏とが協業してビジネスを行う関係にあったなどと極めて都合の良い解釈をされているようですが、そのような解釈は皆目見間違いです。

既に、回答書①で回答したとおり、尾端が笹澤氏と面識を持ったのは、それ以前に元々面識のあった STAND UP GROUP の社員である中山氏から紹介を受けた一度きりのことであり、また、その際も軽く挨拶を交わした程度であり、本件借入についてはもちろん、同氏との間でビジネス上の話は一切しておりません。

言わずもがな、「面識」とは、顔見知り（互いに顔を見知っている）という意味で使用しております。そして、尾端は、中山氏より、一度切りではありますが、当社の借入先のもう一人の社員（共同代表）であるとの理由、すなわち、プライベートではなく「ビジネス上の」付き合いをきっかけに笹澤氏の紹介を受け、そこで「面識」を持つに至ったのですから、かかる経緯を捉えて「ビジネス上の面識がある」と表現することに、何ら不自然・不合理な点などないと考えます。況してや、それが事実と反するなどと言われる筋合いなど微塵もありません。

(2) 質問事項(2)について

端的に、当社が2022年10月26日付「回答書(8)」において、本件借入の完済の事実を記載しなかった理由は、言わずもがな、その点が貴社(代理人)より、まったく問われていなかったからです。

その点、貴社は、2022年9月22日付「回答及び質問状(9)」において、当社に対し、仮に当社が保有する当社株式に対して何らかの担保権が存するのであれば、大量保有報告書等においてその旨の開示が必要になると指摘をされた上で、担保設定の有無について(のみ)回答を求められておりました(逆に、これまでに貴社から送付された大量の質問事項の中で当社が見落としている可能性も完全には否定できませんので、もしも本件借入の返済状況につきお尋ねいただいている箇所がございましたら、大変お手数ではございますがご指摘いただきますようお願いいたします。)

そして、繰り返しとなりますが、借入金を取得資金として株券等を取得した場合において、後日、当該借入金を返済した場合であっても、飽くまで「取得した際の資金の性質を記載する必要がある」ので、返済しても借入金であることに変わりなく、返済しても変更報告書の提出は必要ない(金融庁大量保有Q&A問5参照。)(黒沼悦郎・太田洋編著『論点体系 金融商品取引法1 [第2版]』(第一法規・2022年)463頁[石塚洋之])とされていることからしても、当然、当社としても、貴社は当社が貴社株式を「取得した際」の事情をご質問されていると認識しておりました。

つまり、上記質問時における本件借入の現況については、貴社(代理人)より一切問わ

れていないため、そもそも「本件借入を完済したことを回答書(8)にて記載する必要(性)」自体、頭に浮かびもしなかったというのが正確な回答になります。

百歩譲って、敢えて問われなくとも、完済の事実を当社が率先して説明すべきであるとの貴社主張が正当化される場合があるとすれば、それは、本件借入を担保付債務として当社保有の貴社株式に質権等の担保権が設定されていた場合であると考えます。すなわち、弁済により借入債務(担保付債務)が消滅したことを受けて、これに付随する担保権も消滅していた場合であれば、少なからず、当該弁済の事実を語る実益があると考えられますが、実際のところ、本件借入には、徹頭徹尾、貴社株式に対する担保権設定はありませんでした。そのため、弁済の事実を語る実益が認められない一方、端的に当社が保有する貴社株式に係る担保権設定の有無を回答すれば、それで十分であったといえます。

なお、完済の事実を示す資料開示を求められているところを見ると、どうやら貴社は、本件借入が消滅した事実そのものを疑われているようですが、本件借入は完済され、間違いなく消滅しております(それだけでなく当社とSTAND UP GROUPとの間に取引関係も一切ありません)。そして、完済の事実については、そもそも変更報告書の提出すら不要とされていることに鑑みても、当該事実を証する資料の開示要請にも応じる必要性はないと考えます。

それよりも、貴社は、当社に対し、そもそも問われてもいない事柄について率先して回答すべきであったと非難しているわけですが、そうであれば何故、仲庭時計店の巨額損失計上について、その発生原因が、もっぱら同社従業員による複数の不祥事にあつたにもかかわらず、2022年10月5日付の当該不祥事に関する報道がなされるまでの間、「大口取引先の営業方針の大幅な転換『等』の複数の突発的な要因に伴い業績が低下することになり連結決算上の影響が生じている」などと、最も重要かつ株主の関心事であろう不祥事を『等』と誤魔化して秘匿したのでしょうか。

当社としては、この点を改めて貴社(現経営陣)に問わなければならないと考えますし、貴社において、これに対し、株主に向けて納得できる回答ができないのであれば、当社の上記回答を非難する資格などないと考えます。

(3) 質問事項(3)について

貴社は、「以上のとおり、本回答書に記載された回答をはじめとして、貴社ないし貴職らより頂戴した回答には、重要な点で不正確、不誠実なものが複数含まれているのではないかと疑わざるを得ない」ことを理由に、過去に行った質問を蒸し返されておられます。

しかしながら、上記(1)及び(2)で説明したとおり、当社の回答について、重要な点で不正確、不誠実なものなど含まれてはおりませんし、いずれの質問事項に対しても既に回答済みであり、かつ、当社がこれまでに行った回答の内容が変わるものでもありません。

したがって、本項に係る各質問に対する当社回答につきましては、貴社に提出済みの回答書面を改めてご確認ください。

草々